

東北建築作品発表会規定

平成5年7月26日制定

令和6年2月29日改正

第1条（総則）日本建築学会東北支部が、広く社会に拘りを有する事業の一環として、作品発表会を開催し、建築作品集を発刊する。

第2条（目的）建築活動が社会に根ざしたものとして広く受け入れられ、建築家と市民の結付きが一層深まることによって、更に質の高い建築活動が展開されることを希求して、地域の建築家に発表の場を提供することを目的とする。

第3条（対象）東北地方に建設された建築作品を対象とする。

第4条（募集）主催団体の申込みフォームを通じて募集する。

第5条（発表・発刊）年1回発表会を開催し、作品集を刊行する。

第6条（運営）この事業は、日本建築学会東北支部が主催する。

2. この事業の運営は、日本建築学会東北支部特別事業運営規定によるものとする。